

2 廿日市市生活援助型訪問サービス(訪問A)サービスコード表(令和3年4月から)

※青色の網掛けが、令和3年4月1日から追加となった部分です。

※朱書きが、令和3年4月1日から変更となった部分です。

サービス内容略称		算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ/2	イ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	990	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ/2日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	33	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ/2	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	1,977	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ/2日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	65	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ/2	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	3,136	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ/2日割		要支援2(週2回を超える程度)	103	1日につき
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ/2	ニ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (月3回までのプラン) 248単位	248	1回につき
A2	6011	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ホ 初回加算		200単位加算	200
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000	